

# ○なは市議会だより発行規程

〔昭和52年8月1日  
議会訓令第3号〕

改正 平成13年6月15日 議会訓令第2号  
平成21年3月31日 議会訓令第3号

那覇市議会だより発行規程(昭和47年5月15日議会訓令第3号)の全部を改正する。

## (趣旨)

**第1条** 市議会の活動を市民に報道し、市議会と市民の意思の疎通をはかるためなは市議会だより(以下「市議会だより」という。)を発行するものとする。

## (掲載事項)

**第2条** 市議会だよりに掲載する事項は次のとおりとする。

- (1) 議会及び議会の諸会議に関すること。
- (2) 議会の構成及び議員の異動に関すること。
- (3) 議会の諸行事に関すること。
- (4) その他必要と認めたこと。

## (発行時期)

**第3条** 市議会だよりは、定例会ごとに発行する。ただし、必要により臨時に発行し、又は休刊することができる。

## (配布)

**第4条** 市議会だよりは議長が必要と認める者に無料で配布する。

## 付 則

この訓令は、昭和52年8月1日から施行する。

付 則(平成13年6月15日議会訓令第2号)

この訓令は、平成13年6月15日から施行する。

付 則(平成21年3月31日議会訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。